

京都大学複合原子力科学研究所原子炉設置変更承認申請書（研究用原子炉の変更）の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する承認の基準への適合について

原規規発第2306222号
令和5年6月22日
原子力規制委員会

令和3年12月14日付け21京大施環化第110号（令和5年2月10日付け22京大施環化第106号、令和5年3月24日付け22京大施環化第124号及び令和5年4月13日付け23京大施環化第2号をもって一部補正）をもって、国立大学法人京都大学 学長 湊 長博から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第26条第1項及び第76条の規定に基づき提出された京都大学複合原子力科学研究所原子炉設置変更承認申請書（研究用原子炉の変更）に対する法第26条第4項において準用する法第24条第1項各号に規定する承認の基準への適合については以下のとおりである。

1. 法第24条第1項第1号

本件申請については、試験研究用等原子炉の使用の目的及び使用済燃料の処分の方法を変更するものではないことから、試験研究用等原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められる。

2. 法第24条第1項第2号（経理的基礎に係る部分に限る。）

申請者は、本件申請に係る変更の工事に要する資金及び調達計画は必要としないとしている。

本件申請については、工事を伴わず、追加の資金の調達は発生しないことから、申請者には本件申請に係る試験研究用等原子炉施設を設置変更するために必要な経理的基礎があると認められる。

3. 法第24条第1項第2号（技術的能力に係る部分に限る。）

添付のとおり、申請者には、試験研究用等原子炉施設を設置変更するために必要な技術的能力があり、かつ、試験研究用等原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があると認められる。

4. 法第24条第1項第3号

添付のとおり、本件申請に係る試験研究用等原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであると認められる。

5. 法第24条第1項第4号

本件申請については、試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項に変更がないことから、法第23条第2項第9号の体制が原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであると認められる。

添付

京都大学複合原子力科学研究所原子炉設置変更承認申請書(研究用原子炉の変更)に関する審査書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第24条第1項第2号(技術的能力に係るもの)及び第3号関連

令和5年6月22日

原子力規制委員会

目 次

I	はじめに	1
1.	本審査書の位置付け	1
2.	判断基準及び審査方針	1
3.	本審査書の構成	2
II	変更の内容等	2
III	試験研究用等原子炉施設の設置及び運転のための技術的能力	3
IV	試験研究用等原子炉施設の位置、構造及び設備	3
IV-1	地震による損傷の防止（第4条関係）	4
IV-2	試験研究用等原子炉施設の地盤（第3条関係）	8
IV-3	承認日以降に公表された知見の反映について（地震による損傷の防止 （第4条関係））	9
V	審査結果	11

I はじめに

1. 本審査書の位置付け

本審査書は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。) 第26条第1項及び第76条の規定に基づいて、国立大学法人京都大学(以下「申請者」という。)が原子力規制委員会(以下「規制委員会」という。)に提出した「京都大学複合原子力科学研究所原子炉設置変更承認申請書(研究用原子炉の変更)」(令和3年12月14日付け申請、令和5年2月10日付け、令和5年3月24日付け及び令和5年4月13日付け一部補正。以下「本申請」という。)の内容が、以下の規定に適合しているかどうかを審査した結果を取りまとめたものである。

(1) 原子炉等規制法第26条第4項で準用する第24条第1項第2号の規定

(試験研究用等原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があり、かつ、試験研究用等原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること。)のうち、技術的能力に係る規定

(2) 同項第3号の規定(試験研究用等原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合すること。)

なお、原子炉等規制法第24条第1項第1号の規定(試験研究用等原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。)、同項第2号の規定のうち経理的基礎に係るもの及び同項第4号の規定(同法第23条第2項第9号の体制が原子力規制委員会規則で定める基準に適合すること。)に関する審査結果は、別途取りまとめることとする。

2. 判断基準及び審査方針

本審査書では、以下の基準等に適合しているかどうかを確認した。

(1) 原子炉等規制法第24条第1項第2号の規定のうち、技術的能力に係るものに関する審査においては、「原子力事業者の技術的能力に関する審査指針」(平成16年5月27日原子力安全委員会決定。以下「技術的能力指針」という。)

(2) 同項第3号の規定に関する審査においては、「試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則」(平成25年原子力規制委員会規則第21号。以下「許可基準規則」という。)及び「試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」(原規研発第1311271号(平成25年11月27日原子力規制委員会決定)。以下「許可基準

規則解釈」という。)

また、本審査においては、規制委員会が定めた以下のガイドを参照した。

- (1) 基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド（原管地発第 1306192 号（平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会決定）。以下「地震ガイド」という。）
- (2) 基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価に係る審査ガイド（原管地発第 1306194 号（平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会決定）。以下「地盤ガイド」という。）

3. 本審査書の構成

「III 試験研究用等原子炉施設の設置及び運転のための技術的能力」には、本申請に係る技術的能力指針への適合性に関する審査内容を示した。

「IV 試験研究用等原子炉施設の位置、構造及び設備」には、許可基準規則への適合性に関する審査内容を示した。

「V 審査結果」には、本申請に対する規制委員会としての結論を示した。

本審査書においては、法令の規定等や申請書の内容について、必要に応じ、文書の要約や言い換え等を行っている。

本審査書で用いる条番号は、断りのない限り許可基準規則のものである。

II 変更の内容等

申請者は、令和 3 年 4 月 21 日に、許可基準規則解釈において準用する「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」（原規技発第 1306193 号（平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会決定）。以下「実用炉許可基準規則解釈」という。）が改正されたことから、本申請において、平成 28 年 9 月 21 日付け原規規発第 1609212 号をもって承認した京都大学複合原子力科学研究所の原子炉設置変更承認申請書（平成 26 年 9 月 30 日申請、平成 28 年 4 月 27 日、平成 28 年 6 月 22 日、平成 28 年 6 月 27 日、平成 28 年 7 月 13 日及び平成 28 年 7 月 20 日付け一部補正。以下「既承認申請書」という。）の審査において確認した「震源を特定せず策定する地震動」のうち「全国共通に考慮すべき地震動」の評価を行い、基準地震動を変更している。

また、申請者は、本申請に当たり、既承認申請書の承認日（平成 28 年 9 月 21 日。以下「承認日」という。）以降に公表された知見について、既承認申請書の評価内容への影響の有無について確認している。

なお、中央管理室が有する警報、機能等の明確化、廃棄物処理棟に液体廃棄物分

析用放射能測定装置を設けていることの明確化等の記載の適正化を行っている。

III 試験研究用等原子炉施設の設置及び運転のための技術的能力

原子炉等規制法第24条第1項第2号（技術的能力に係る部分に限る。）の規定は、試験研究用等原子炉設置者に試験研究用等原子炉を設置するために必要な技術的能力及び試験研究用等原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があることを要求している。

申請者は、本申請に係る試験研究用等原子炉を設置するために必要な技術的能力及び試験研究用等原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力について、令和元年9月19日付け原規規発第1909192号をもって承認した京都大学複合原子力科学研究所原子炉設置変更承認申請書から、技術者、有資格者数等を本申請時点に変更している。

規制委員会は、本申請の内容を確認した結果、変更内容が技術者、有資格者数等を本申請時点とするものであり、既承認申請書の技術的能力に関する事項に変更がないことから、技術的能力指針に適合するものと判断した。

IV 試験研究用等原子炉施設の位置、構造及び設備

本章においては、変更申請がなされた内容のうち、試験研究用等原子炉施設の位置、構造及び設備に関して審査した結果を示す。

申請者は、「II 変更の内容等」に示したとおり、「震源を特定せず策定する地震動」のうち「全国共通に考慮すべき地震動」の評価による基準地震動の変更及び承認日以降に公表された知見の既承認申請書の評価内容への影響の確認を行うとしている。

このため、規制委員会は、関連する以下の項目について審査を行った。

- IV-1 地震による損傷の防止（第4条関係）
- IV-2 試験研究用等原子炉施設の地盤（第3条関係）
- IV-3 承認日以降に公表された知見の反映について
(地震による損傷の防止（第4条関係))

規制委員会は、本申請の内容を確認した結果、許可基準規則に適合するものと判

断した。

なお、規制委員会は、「II 変更の内容等」に示した記載の適正化に係る事項については、基本設計ないし基本的設計方針に変更がなく、許可基準規則への適合性に影響を与えないものであることを確認した。

IV-1 地震による損傷の防止（第4条関係）

第4条は、試験研究用等原子炉施設について、地震の発生によって生ずるおそれがある安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度（以下「耐震重要度」という。）に応じて算定した地震力に十分に耐えることができる設計とすることを、また、耐震重要施設については、基準地震動による地震力及び基準地震動によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対してその安全機能が損なわれるおそれがない設計とすることを要求している。

加えて、許可基準規則解釈において準用する実用炉許可基準規則解釈別記2（以下「解釈別記2」という。）は、基準地震動の策定のうち、「全国共通に考慮すべき地震動」の評価については、2004年北海道留萌支庁南部の地震で得られた観測記録から推定した基盤地震動及び標準応答スペクトル（震源近傍の多数の地震動記録に基づいて策定した地震基盤相当面（地震基盤からの地盤増幅率が小さく地震動としては地震基盤面と同等とみなすことができる地盤の解放面で、せん断波速度（以下「S波速度」という。）2,200m/s以上の地層をいう。）における標準的な応答スペクトルをいう。以下同じ。）に基づく知見により行うことを求めている。

このため、規制委員会は、以下の項目について確認した。

なお、規制委員会は、試験研究用等原子炉施設の周辺斜面については、試験研究用等原子炉施設を設置する敷地内に試験研究用等原子炉施設の安全機能に影響を与える斜面は存在しないとする既承認申請書の内容から変更する必要がないことを確認した。

IV-1.1 「全国共通に考慮すべき地震動」の評価による基準地震動の変更

1. 2004年北海道留萌支庁南部の地震で得られた観測記録による地震動評価
2. 標準応答スペクトルに基づく地震動評価
3. 基準地震動の変更

IV-1.2 耐震設計方針

1. 弾性設計用地震動の設定方針

規制委員会は、これらの項目について、以下のとおり本申請の内容を確認した結果、許可基準規則に適合するものと判断した。

各項目についての確認内容は以下のとおり。

IV-1. 1 「全国共通に考慮すべき地震動」の評価による基準地震動の変更

解釈別記2は、基準地震動について、最新の科学的・技術的知見を踏まえ、敷地及び敷地周辺の地質・地質構造、地盤構造並びに地震活動性等の地震学及び地震工学的見地から想定することが適切なものを策定することを要求している。また、「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」及び「震源を特定せず策定する地震動」について、解放基盤表面における水平方向及び鉛直方向の地震動としてそれぞれ策定することを要求している。

また、「震源を特定せず策定する地震動」について、震源と活断層を関連づけることが困難な過去の内陸地殻内の地震について得られた震源近傍における観測記録を基に、各種の不確かさを考慮して敷地の地盤物性に応じた応答スペクトルを設定して策定すること、並びに「全国共通に考慮すべき地震動」及び「地域性を考慮する地震動」の2種類を検討対象とすることを要求している。

申請者は、本申請において、「震源を特定せず策定する地震動」のうち「全国共通に考慮すべき地震動」の評価を踏まえ、基準地震動 Ss-10 を追加するとしている。

規制委員会は、申請者が行った「震源を特定せず策定する地震動」のうち「全国共通に考慮すべき地震動」の評価の内容について審査した結果、基準地震動 Ss-10 を追加するとする本申請の内容は、最新の科学的・技術的知見を踏まえ、各種の不確かさを十分に考慮して、敷地及び敷地周辺の地質・地質構造、地盤構造並びに地震活動性等の地震学及び地震工学的見地から適切に策定されていることから、解釈別記2に適合していること及び地震ガイドを踏まえていることを確認した。

1. 2004年北海道留萌支庁南部の地震で得られた観測記録による地震動評価

解釈別記2は、「全国共通に考慮すべき地震動」の策定に当たっては、震源近傍における観測記録を基に得られた知見として、2004年北海道留萌支庁南部の地震において、防災科学技術研究所が運用する全国強震観測網の港町観測点における観測記録から推定した基盤地震動を用いることを要求している。

申請者は、既承認申請書において、2004年北海道留萌支庁南部の地震の港町観測点における観測記録から推定した基盤地震動に不確かさを考慮した地震動を既に策定しており、本申請において変更はないとしている。

規制委員会は、「全国共通に考慮すべき地震動」のうち、2004年北海道留萌支庁

南部の地震で得られた観測記録による地震動評価については、既承認申請書において既に策定しており、本申請において変更はないとしていることから、解釈別記2の規定に適合していることを確認した。

2. 標準応答スペクトルに基づく地震動評価

解釈別記2は、「全国共通に考慮すべき地震動」の策定に当たっては、震源近傍における観測記録を基に得られた知見として、標準応答スペクトルを用いることを要求している。

また、地震ガイドでは、設定された応答スペクトル（地震動レベル）に対して、地震動の継続時間及び振幅包絡線の経時的変化等の特性が適切に考慮されていること、設定された応答スペクトルに基づいて模擬地震動を作成する場合には、複数の方法により検討が行われていることを確認することとしている。

申請者は、標準応答スペクトルに基づく地震動を以下のとおり評価している。

（1）地盤構造モデル

標準応答スペクトルの評価では、既承認申請書の審査において確認した敷地ごとに震源を特定して策定する地震動の断層モデルを用いた手法による評価において設定した一次元地盤構造モデル（以下「既承認地盤モデル」という。）を用いた。

地震基盤相当面は、S波速度2,200m/s以上の層となるS波速度2,436m/sの層上面（G. L. -184m）に設定した。

（2）標準応答スペクトルに基づく地震動

標準応答スペクトルに適合する模擬地震波の作成に用いる位相特性は、一様乱数の位相を有する正弦波の重ね合わせによる位相を用いる方法（以下「一様乱数を用いる方法」という。）及び実観測記録の位相を用いる方法（以下「実観測記録を用いる方法」という。）の複数の方法について、その適正性を含め検討した。

その結果、敷地の地震基盤相当面（G. L. -184m）と解放基盤表面（G. L. -181m）の差が3m程度であり、実観測記録により評価したとしても、地震波の增幅は小さく、解放基盤表面における模擬地震波の位相への影響は小さいと考えられることから、実観測記録を用いる方法は評価の対象としないこととした。

一様乱数を用いる方法による解放基盤表面における模擬地震波については、その振幅包絡線の経時特性は、Noda et al. (2002)に基づき、地震規模（以下「M」という。）7.0、等価震源距離（以下「Xeq」という。）10kmとし、既承認地盤モデルを用いて地震基盤相当面から解放基盤表面までの伝播特性を考慮

して作成した。

規制委員会は、「全国共通に考慮すべき地震動」のうち、標準応答スペクトルに基づく地震動評価については、以下のことから、解釈別記2に適合していること及び地震ガイドを踏まえていることを確認した。

- (1) 模擬地震波の作成に当たっては、複数の方法として、一様乱数を用いる方法及び実観測記録を用いる方法により検討されていること。
- (2) 実観測記録を用いる方法については、地震基盤相当面と解放基盤表面の位置を考慮すれば、地震波の増幅は小さく、位相への影響も小さいと考えられることから、評価の対象としないとしていること。
- (3) 一様乱数を用いる方法に基づく模擬地震波の作成に当たっては、設定された応答スペクトル（地震動レベル）に対して、地震動の経時的変化を適切に評価できる Noda et al. (2002)に基づき、地震動の継続時間の観点から、保守的に M 及び Xeq を設定することで、地震動の継続時間及び振幅包絡線の経時的変化等の特性が適切に考慮されていること。
- (4) 作成した模擬地震波について、地震基盤相当面から解放基盤表面までの地震波の伝播特性を適切に反映することができる既承認地盤モデルを用いて、解放基盤表面における地震動が評価されていること。

3. 基準地震動の変更

解釈別記2は、基準地震動は、「震源を特定せず策定する地震動」について、解放基盤表面における水平方向及び鉛直方向の地震動として策定することを要求している。

申請者は、標準応答スペクトルに基づく地震動と既承認申請書における基準地震動の応答スペクトルを比較した結果、一部の周期帯で基準地震動 Ss-1 の応答スペクトルを上回ることから、施設の耐震設計に用いる基準地震動について、敷地の解放基盤表面における水平方向及び鉛直方向の地震動として、既承認申請書における基準地震動 Ss-1～9 に加え、基準地震動 Ss-10（最大加速度：水平方向 586cm/s²、鉛直方向 391cm/s²）を策定している。

規制委員会は、本申請における基準地震動については、標準応答スペクトルに基づく地震動と既承認申請書の審査において確認した基準地震動の応答スペクトルを比較した結果、一部の周期帯で基準地震動 Ss-1 を上回るため、当該地震動を基準地震動 Ss-10 として策定していることから、解釈別記2に適合していること及び地震ガイドを踏まえていることを確認した。

IV-1. 2 耐震設計方針

1. 弹性設計用地震動の設定方針

解釈別記2に規定する弹性設計用地震動は、基準地震動との応答スペクトルの比率の値が、目安として0.5を下回らないような値で、工学的判断に基づいて設定することを要求している。

申請者は、基準地震動Ss-10の追加に伴って、既承認申請書で示した応答スペクトルの比率である0.5を用いた弹性設計用地震動Sdの設定方針を変更しないとしている。

規制委員会は、本申請において、既承認申請書の弹性設計用地震動Sdに対する設定方針に変更はないことを確認したことから、解釈別記2の規定に適合していること及び地震ガイドを踏まえていることを確認した。

IV-2 試験研究用等原子炉施設の地盤（第3条関係）

第3条は、試験研究用等原子炉施設は、当該試験研究用等原子炉施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならないこと並びに耐震重要施設は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならないこと及び変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならないことを要求している。

申請者は、本申請において、標準応答スペクトルの評価による基準地震動Ss-10の追加に伴い、同条第1項に基づく地盤の支持に係る評価を行っている。

規制委員会は、第3条第2項に基づく変形及び同条第3項に基づく変位に係る評価については、既承認申請書の審査において確認した内容から変更する必要がないことを確認した上で、地盤の支持に係る評価について審査を行った。

規制委員会は、地盤の支持について、以下のとおり本申請の内容を確認した結果、許可基準規則に適合するものと判断した。

審査内容は以下のとおり。

1. 地盤の支持

許可基準規則解釈において準用する実用炉許可基準規則解釈別記1（以下「解釈別記1」という。）は、試験研究用等原子炉施設について、自重及び運転時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各クラスに応じて算定する地震力（耐震重要施設にあっては、基準地震動による地震力を含む。）が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設けなければならないこと、さらに、耐震重要施設については、基準地震動による地震力が作用することによって弱面

上のずれ等が発生しないことを含め、基準地震動による地震力に対する支持性能が確保されていることを確認することを要求している。

申請者は、本申請において追加した基準地震動 Ss-10 による基礎地盤の支持に係る評価の内容を以下のとおりとしている。

- (1) 評価の対象となる耐震重要施設は、既承認申請書と同様に、原子炉建屋とし、基礎地盤の支持力、基礎地盤のすべり及び基礎底面の傾斜に対する安全性を評価した。
- (2) 基準地震動 Ss-10 による地震力を作用させた動的解析は、既承認申請書と同様に、地盤が傾斜する南北断面と、その直交方向である東西断面の 2 断面を評価対象断面と設定した上で、二次元有限要素法により行った。
- (3) 動的解析に用いる地盤パラメータの設定及び解析条件（せん断強度のばらつき、地下水位観測結果、入力地震動の位相の反転考慮）は、既承認申請書と同様とした。
- (4) 動的解析の結果は、評価基準値又は評価基準値の目安を満足する。
 - ① 基礎底面における地震時最大接地圧は 536kN/mm^2 であり、評価基準値である基礎地盤の短期許容応力度 ($1,270\text{kN/mm}^2$) を下回る。
 - ② 基礎地盤の最小すべり安全率は 3.0 であり、評価基準値 (1.5) を上回る。
 - ③ 基礎底面の最大傾斜は $1/4,500$ であり、評価基準値の目安 ($1/2,000$) を下回る。

規制委員会は、本申請において追加された基準地震動 Ss-10 による原子炉建屋を設置する地盤の支持の評価については、以下のことから、解釈別記 1 に適合していること及び地盤ガイドを踏まえていることを確認した。

- (1) 接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置すること。
- (2) 申請者が実施した動的解析の手法、地盤パラメータの設定方法等が適切であり、評価の結果が評価基準値又は評価基準値の目安を満足していること。

IV-3 承認日以降に公表された知見の反映について（地震による損傷の防止（第4条関係））

申請者は、本申請において、承認日以降に公表された知見は、以下のとおり既承認申請書の評価結果に影響がないとしている。

規制委員会は、当該知見に係る本申請の内容を確認した結果、以下のとおり既承認申請書の審査において確認した評価結果に影響はなく、許可基準規則に適合するものと判断した。

1. 中央構造線断層帯（金剛山地東縁ー由布院）の長期評価について

地震調査研究推進本部地震調査委員会は、2017年12月、従来の中央構造線断層帯等に係る長期評価に関して、「区間の追加」（断層全長を約360kmから約444kmに変更）、「区間の再整理」（断層の活動区分を6区間から10区間に変更）等の再編を行い、「中央構造線断層帯（金剛山地東縁ー由布院）の長期評価（第二版）」（以下「地震調査委員会（2017）」という。）を公表した。

申請者は、上記の改訂内容について、以下のとおり既承認申請書の評価結果に影響はないとしている。

- (1) 区間の追加及び区間の再整理については、既承認申請書における中央構造線断層帯の評価では、地震調査委員会（2017）における断層全長約444kmの区間を含む約480kmを考慮している。
- (2) 上記以外の改訂内容についても、既承認申請書における中央構造線断層帯の評価に影響を与えない。

規制委員会は、申請者による地震調査委員会（2017）の改訂内容の確認結果については、既承認申請書の審査において確認した中央構造線断層帯による地震の評価に影響がないことを確認した。

2. 上町断層帯に関する知見について

国土地理院は、2020年11月、「1:25,000 活断層図 上町断層帯とその周辺「岸和田 改訂版」解説書」（以下「国土地理院（2020）」という。）を公表した。

国土地理院（2020）では、上町断層帯の主部とは別に、大阪湾の沿岸部（湾岸部）に、大阪湾南東岸断層として、全長約21kmの逆断層を認定している。

申請者は、国土地理院（2020）における大阪湾南東岸断層については、既承認申請書における上町断層帯による地震の評価において、大阪湾湾岸部に大阪湾南東岸断層に相当する全長約26kmの逆断層を含めて考慮していることから、その評価結果に影響はないとしている。

規制委員会は、申請者による確認結果のとおり、国土地理院（2020）は、既承認申請書の審査において確認した上町断層帯による地震の評価に影響がないことを確認した。

V 審査結果

国立大学法人京都大学が提出した「京都大学複合原子力科学研究所原子炉設置変更承認申請書（研究用原子炉の変更）」（令和3年12月14日付け申請、令和5年2月10日付け、令和5年3月24日付け及び令和5年4月13日付け一部補正）を審査した結果、当該申請は、原子炉等規制法第24条第1項第2号（技術的能力に係る部分に限る。）及び同項第3号に適合しているものと認められる。